

平成 26 年度 第 4 回債権管理・回収等検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成 27 年 3 月 18 日 (水) 13 : 00~15 : 00

2. 場 所 日本学生支援機構 市谷事務所 4 階 役員会議室

3. 議 事

- (1) 機構からの報告事項
- (2) 平成 26 年度債権管理・回収等検証委員会報告書 (案) について
- (3) 自由討議
- (4) その他

4. 出席者

(◎委員) 50 音順

岩田委員 (委員長)、木谷委員、佐原委員、鈴木委員、宗野委員、渡辺委員

※欠席 岡崎委員

(○機構)

甲野理事、石矢奨学事業本部長、鮫島債権管理部長、藤森奨学金事業部次長、金井債権管理部次長

(△分析業務受託業者)

プライスウォーターハウスクーパース株式会社 (以下、PwC)

※欠席 (□文部科学省)

渡辺学生・留学生課長

5. 議事概要

(1) 機構からの報告事項

【東日本大震災の災害救助法適用地域における延滞者への対応について報告】

○：機構では、東日本大震災の被災地を内陸部、沿岸部、原発被災地域の 3 つに分類し、それぞれの被災状況に即した対応を行ってきた。本委員会において、これまでの対応をご報告申し上げるとともに、今後の対応方策についてのご提言を頂戴したい。

【質疑応答及び提言】

◎：内陸部に居住する被災状況が不明な延滞者について、全員に対して少なくとも 1 度は状況を確認する旨の施策を行ったのか。

○：内陸部に居住する延滞者に係る被災状況の調査については、サービサーと連携してきめ細やかに実施している。

◎：沿岸部に居住し被災した延滞者について、現行の規程において返還期限猶予制度を適用できない場合は、延滞金の減免を検討するとのことだが、具体的なルールはどのようなものか。

○：内部規程及び事務処理マニュアルに従って対応することになる。被災者の状況に配慮する一方、返還者全体の公平性を図るべく、困難な課題ではあるが取り組んで参りたい。

◎：例えば、返還者個人は被災していないが、その実家が被災していたといった場合の対応はどのようなものか。

- :被災者に該当するかどうかという点については、原則として機構に登録された住所で判断している。
 とはいえ、被災者に準ずると認められる場合は、返還期限猶予制度（災害による猶予）の対象になりうる。
- ◎:これまでの委員会において報告された回収状況の実績については、被災者に係る計数も含まれているのか。含まれているのならば、東日本大震災という特殊事情を踏まえ、別立てで集計した方がよいと思われる。
- ◎:これまでの機構の対応は概ねよいと思う。当方においても、被災者に対して特別な対応は行っており、震災発生直後の時期においては督促を停止していた。ただ、いつまでも特別扱いはできかねる状況。震災発生後1年を契機に、被災状況に応じた個別対応は継続させつつも、督促の再開は行っている。なお、原発被災地域に係る対応については、金融機関における当該地域への対応に倣うのがよいと考える。
- ◎:先行きが見込めないのであれば、いつまでも特別な対応を継続する訳にもいかないとと思われる。
- ◎:震災発生から約6ヶ月後において、被災地の全顧客にアンケート調査をおこなったところ、その時点では返済のリスケジュールを求める声が多かった。しかし、震災発生から約1年後に改めて調査したところ、返済は予想以上に進んでいた。そして現在では、被災地に係る債権の延滞率は全国平均に比べて遜色ない水準になっている。このため、原発被災地以外の被災者に対しては、特別扱いの必要がない状況であると理解している。それと比較すると、機構の被災地に係る債権の状況については、延滞件数が多いように思われる。
- ◎:延滞債権の件数が多いのではないかと指摘について、機構特有の事情等はあるのだろうか。
- :平成27年1月末の時点において延滞債権が存在する点については残念であるが、多くの返還者が、被災したにも関わらず返還を継続する旨を自発的に機構に連絡し、そのとおり履行されていた。また、返還期限猶予制度を活用し、その後は通常の返還に戻った方も多くいらっしゃる。
- ◎:金融機関へのアンケート調査は行ったのか。
- △:そのような金融機関へのアンケート調査も行った。ただ、会社名は公表しないとの約束のもとに回答を得ているため、会社名についての言及は差し控えたい。

(2) 平成26年度債権管理・回収等検証委員会報告書(案)について

【第三期中期目標等について】

- ◎:第三期中期目標において、要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善すると
 の指標及び目標値について、これは大変厳しいものであると思われる。
- ◎:支払督促申立後の手続きはどのようなものか。その結果は総回収率に反映されるのか。
- :支払督促申立に進んだ案件については、基本的に和解によって債務名義が取得される。和解に至らなかった案件については、判決あるいは仮執行宣言付支払督促の確定により債務名義が取得される。なお、債務名義が取得されたにも関わらず債務が履行されない場合は、強制執行の予告を経て強制執行に至る。これらの手続きによる結果も総回収率の計数に反映される。

【機関保証債権に係る本人宛連絡先の照会について】

- ◎：機関保証債権に係る本人宛連絡先の照会について、勤務先への照会を行っているのか。回収委託の仕様書に盛り込むことも一案。
 - ：現在のサービサーを活用した督促架電においては、基本的に本人の勤務先への照会が行っていない。実際に勤務先への架電を行っても取り次いでもらえないケースが多く、一般的に効果が低いと考えられるため、対象者や実施のタイミングについては検討が必要である。
 - ◎：金融機関においては、債務者の勤務先に督促架電を行うことはあるのだろうか。信販会社についてはどうか。
 - ◎：金融機関において、現在では債務者の勤務先に督促架電を行うような取組は行われていないと理解している。信販会社についても、クレジットカードの加入申込時において勤務先に在籍確認を行うことはありうるが、勤務先への督促架電は行われていないと思われる。
- 【返還期限猶予制度を長期に渡り利用する者への対応について】
- ◎：長期に渡り返還期限猶予制度を利用し続ける者に対しては、制度の利用は審査により認められるものであることを再認識するよう伝えるといった取組等を行い、返還を習慣付けるよう促すことが重要である。
- 【PwCからの提言等について】
- ◎：回収状況の分析及び提言を受託した立場から、これまでの報告及び提言に加えて何かコメントはあるだろうか。
 - △：回収に最も効果があるのは、給与からの天引きである。企業との連携が可能であれば望ましい。
 - ◎：外国においては、税金と同時に徴収する例がある。日本においてもマイナンバー制度が導入されるとのことだが、制度の内容及び奨学金事業への影響は未だ不透明であるとの印象を持っている。

(3) 自由討議

【奨学金制度の意義に関する広報について】

- ◎：一部マスコミにおいて、機構の対応が画一的であるうえ督促も厳しいといった批判的な論調の報道が見受けられる。返還金が次世代の奨学金の原資になっているという点が欠落し、偏った論調であるとの印象を持ったが、一般の視聴者がどのように受け止めるかが懸念される。機構としては、奨学金制度の意義や重要性について、今まで以上にアピールしていく必要がある。
- ：機構のホームページにおいて、マスコミ報道に対する機構の見解を掲載するようにしている。返還金が次世代の奨学金の原資になっているという点については、返還説明会等の機会に学生等に度々伝えている。このような取組を粘り強く継続していきたい。また、機構ホームページにおいて、奨学金制度や各種手続きを説明する旨の映像資料を配信している。これらの閲覧が促進されるような取組も今後検討していきたい。
- ：高校生向けの映像資料については、まもなく配信される予定である。
- ◎：裁判に関する書面においても、返還金が次世代の奨学金の原資になっている点を記載している。
- ◎：返還金が次世代の奨学金の原資になっていることについて、テレビコマーシャルを実施することが望ましい。とはいえ、予算の制約上困難であるのならば、高校生や大学生に対して地道に周知していくほかないと考える。

- ：東日本大震災が発生した年の7月に、岩手県、宮城県、福島県の東北3県を対象に返還期限猶予制度を案内する旨のラジオCMを実施した。効果の計測は難しいが、そのような取組例があることを報告したい。
- ◎：他の政府系機関ではテレビCMを行っているところもある。予算の確保が難しいのは理解できるが、効果は期待できると思われる。

(4) その他

【機構における債権管理及び回収の適切性等について】

- ◎：平成26年度債権管理・回収等検証委員会報告書の取りまとめに当たり、機構における債権管理及び回収は適切であるとの結論に異議はないものと認めてよいか。また、今回の委員会における審議経過を反映させたいうえで内容を確定させていくに当たり、これを委員長に一任することに異議はないか。
- ◎：異議なし。

以上